（その１）

収支報告書

会計	繰越	検算	転記		【エラーチェック済】
㊞	㊞	㊞	㊞		○ ○

平成27年分
（　　開催分）

（ふりがな）　じゅんしんかい

1 政治団体の名称　淳心会

2 主たる事務所の所在地　東京都港区芝２－８－１－７０２

（アパート・マンション名）　宇都宮方

3 代表者の氏名　（姓）宇都宮　（名）崇人

4 会計責任者の氏名　（姓）本田　（名）正美

事務担当者の氏名　（姓）八代田　（名）京子

（電話）03-3508-7621

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ ２以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☑ 無
公職の種類（現職・候補者の別）
資金管理団体の届出をした者の氏名（姓）（名）

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	（姓）小川　（名）淳也
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

受付
'28.2.10
収支公開室
第　号

９９号
28.1.28
東京都選挙管理委員会
事務局

0170

102300

(その２)

収　支　の　状　況

【エラーチェック済】

１　収支の総括表

収　入　総　額	2,106,770
（前年からの繰越額）	903,080
（本年の収入額）	1,203,690
支　出　総　額	61,168
翌年への繰越額	2,045,602

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	1,184,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	1,184,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	1,184,000	

【エラーチェック済】

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

行番号	事業の種類	金額	備考
1	書籍販売事業	19,500	
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	合計	19,500	

【エラーチェック済】

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	１件10万円未満のもの	190	
	合　　計	190	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名（又は名称）	金　　額	年 月 日	住　　所　（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備　　考
1	宇都宮崇人	4,000	H27/1/13	港区芝２－８－１－７０２	会社員	
2	宇都宮崇人	4,000	H27/2/5	港区芝２－８－１－７０２	会社員	
3	宇都宮崇人	4,000	H27/3/10	港区芝２－８－１－７０２	会社員	
4	宇都宮崇人	4,000	H27/4/7	港区芝２－８－１－７０２	会社員	
5	宇都宮崇人	4,000	H27/5/12	港区芝２－８－１－７０２	会社員	
6	宇都宮崇人	4,000	H27/6/5	港区芝２－８－１－７０２	会社員	
7	宇都宮崇人	4,000	H27/7/8	港区芝２－８－１－７０２	会社員	
8	宇都宮崇人	4,000	H27/8/5	港区芝２－８－１－７０２	会社員	
9	宇都宮崇人	4,000	H27/9/7	港区芝２－８－１－７０２	会社員	
10	宇都宮崇人	4,000	H27/10/7	港区芝２－８－１－７０２	会社員	
11	宇都宮崇人	4,000	H27/11/6	港区芝２－８－１－７０２	会社員	
12	宇都宮崇人	4,000	H27/12/8	港区芝２－８－１－７０２	会社員	
13	宇都宮崇人	500,000	H27/12/21	港区芝２－８－１－７０２	会社員	
14	（小計）	548,000				
15	城間波留人	4,000	H27/1/13	港区三田４－１８－２０－５１１	会社社長	
16	城間波留人	4,000	H27/2/5	港区三田４－１８－２０－５１１	会社社長	
17	城間波留人	4,000	H27/3/10	港区三田４－１８－２０－５１１	会社社長	
18	城間波留人	4,000	H27/4/7	港区三田４－１８－２０－５１１	会社社長	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名（又は名称）	金　　額	年 月 日	住　　所　（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備　　考
19	城間波留人	4,000	H27/5/12	港区三田４－１８－２０－５１１	会社社長	
20	城間波留人	4,000	H27/6/5	港区三田４－１８－２０－５１１	会社社長	
21	城間波留人	4,000	H27/7/8	港区三田４－１８－２０－５１１	会社社長	
22	城間波留人	4,000	H27/8/5	港区三田４－１８－２０－５１１	会社社長	
23	城間波留人	4,000	H27/9/7	港区三田４－１８－２０－５１１	会社社長	
24	城間波留人	4,000	H27/10/7	港区三田４－１８－２０－５１１	会社社長	
25	城間波留人	4,000	H27/11/6	港区三田４－１８－２０－５１１	会社社長	
26	城間波留人	4,000	H27/12/8	港区三田４－１８－２０－５１１	会社社長	
27	（小計）	48,000				
28	坂野嘉郎	4,000	H27/1/13	台東区池之端２－１－３５－１７０７	会社員	
29	坂野嘉郎	4,000	H27/2/5	台東区池之端２－１－３５－１７０７	会社員	
30	坂野嘉郎	4,000	H27/3/10	台東区池之端２－１－３５－１７０７	会社員	
31	坂野嘉郎	4,000	H27/4/7	台東区池之端２－１－３５－１７０７	会社員	
32	坂野嘉郎	4,000	H27/5/12	台東区池之端２－１－３５－１７０７	会社員	
33	坂野嘉郎	4,000	H27/6/5	台東区池之端２－１－３５－１７０７	会社員	
34	坂野嘉郎	4,000	H27/7/8	台東区池之端２－１－３５－１７０７	会社員	
35	坂野嘉郎	4,000	H27/8/5	台東区池之端２－１－３５－１７０７	会社員	
36	坂野嘉郎	4,000	H27/9/7	台東区池之端２－１－３５－１７０７	会社員	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1.個人	
行番号	寄附者の氏名（又は名称）	金　　額	年 月 日	住　　所　（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備　　考
37	坂野嘉郎	4,000	H27/10/7	台東区池之端２－１－３５－１７０７	会社員	
38	坂野嘉郎	4,000	H27/11/6	台東区池之端２－１－３５－１７０７	会社員	
39	坂野嘉郎	4,000	H27/12/8	台東区池之端２－１－３５－１７０７	会社員	
40	（小計）	48,000				
41	柿田徳宏	4,000	H27/1/13	文京区千石３－１２－１５	弁護士	
42	柿田徳宏	4,000	H27/2/5	文京区千石３－１２－１５	弁護士	
43	柿田徳宏	4,000	H27/3/10	文京区千石３－１２－１５	弁護士	
44	柿田徳宏	4,000	H27/4/7	文京区千石３－１２－１５	弁護士	
45	柿田徳宏	4,000	H27/5/12	文京区千石３－１２－１５	弁護士	
46	柿田徳宏	4,000	H27/6/5	文京区千石３－１２－１５	弁護士	
47	柿田徳宏	4,000	H27/7/8	文京区千石３－１２－１５	弁護士	
48	柿田徳宏	4,000	H27/8/5	文京区千石３－１２－１５	弁護士	
49	柿田徳宏	4,000	H27/9/7	文京区千石３－１２－１５	弁護士	
50	柿田徳宏	4,000	H27/10/7	文京区千石３－１２－１５	弁護士	
51	柿田徳宏	4,000	H27/11/6	文京区千石３－１２－１５	弁護士	
52	柿田徳宏	4,000	H27/12/8	文京区千石３－１２－１５	弁護士	
53	（小計）	48,000				
54	矢下恭子	4,000	H27/1/13	大田区新蒲田２－８－２－７０１	無職	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1.個人	
行番号	寄附者の氏名（又は名称）	金　　額	年 月 日	住　　所　（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備　　考
55	矢下恭子	4,000	H27/2/5	大田区新蒲田２－８－２－７０１	無職	
56	矢下恭子	4,000	H27/3/10	大田区新蒲田２－８－２－７０１	無職	
57	矢下恭子	4,000	H27/4/7	大田区新蒲田２－８－２－７０１	無職	
58	矢下恭子	4,000	H27/5/12	大田区新蒲田２－８－２－７０１	無職	
59	矢下恭子	4,000	H27/6/5	大田区新蒲田２－８－２－７０１	無職	
60	矢下恭子	4,000	H27/7/8	大田区新蒲田２－８－２－７０１	無職	
61	矢下恭子	4,000	H27/8/5	大田区新蒲田２－８－２－７０１	無職	
62	矢下恭子	4,000	H27/9/7	大田区新蒲田２－８－２－７０１	無職	
63	矢下恭子	4,000	H27/10/7	大田区新蒲田２－８－２－７０１	無職	
64	矢下恭子	4,000	H27/11/6	大田区新蒲田２－８－２－７０１	無職	
65	矢下恭子	4,000	H27/12/8	大田区新蒲田２－８－２－７０１	無職	
66	（小計）	48,000				
67	塚本俊介	4,000	H27/1/13	杉並区久我山５－３４－７－２０１	会社員	
68	塚本俊介	4,000	H27/2/5	杉並区久我山５－３４－７－２０１	会社員	
69	塚本俊介	4,000	H27/3/10	杉並区久我山５－３４－７－２０１	会社員	
70	塚本俊介	4,000	H27/4/7	杉並区久我山５－３４－７－２０１	会社員	
71	塚本俊介	4,000	H27/5/12	杉並区久我山５－３４－７－２０１	会社員	
72	塚本俊介	4,000	H27/6/5	杉並区久我山５－３４－７－２０１	会社員	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1.個人	
行番号	寄附者の氏名（又は名称）	金　　額	年 月 日	住　　所　（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備　　考
73	塚本俊介	4,000	H27/7/8	杉並区久我山５－３４－７－２０１	会社員	
74	塚本俊介	4,000	H27/8/5	杉並区久我山５－３４－７－２０１	会社員	
75	塚本俊介	4,000	H27/9/7	杉並区久我山５－３４－７－２０１	会社員	
76	塚本俊介	4,000	H27/10/7	杉並区久我山５－３４－７－２０１	会社員	
77	塚本俊介	4,000	H27/11/6	杉並区久我山５－３４－７－２０１	会社員	
78	塚本俊介	4,000	H27/12/8	杉並区久我山５－３４－７－２０１	会社員	
79	（小計）	48,000				
80	水野晋之介	4,000	H27/1/13	世田谷区三軒茶屋２－１３－２０－４０４	会社員	
81	水野晋之介	4,000	H27/2/5	世田谷区三軒茶屋２－１３－２０－４０４	会社員	
82	水野晋之介	4,000	H27/3/10	世田谷区三軒茶屋２－１３－２０－４０４	会社員	
83	水野晋之介	4,000	H27/4/7	世田谷区三軒茶屋２－１３－２０－４０４	会社員	
84	水野晋之介	4,000	H27/5/12	世田谷区三軒茶屋２－１３－２０－４０４	会社員	
85	水野晋之介	4,000	H27/6/5	世田谷区三軒茶屋２－１３－２０－４０４	会社員	
86	水野晋之介	4,000	H27/7/8	世田谷区三軒茶屋２－１３－２０－４０４	会社員	
87	水野晋之介	4,000	H27/8/5	世田谷区三軒茶屋２－１３－２０－４０４	会社員	
88	水野晋之介	4,000	H27/9/7	世田谷区三軒茶屋２－１３－２０－４０４	会社員	
89	水野晋之介	4,000	H27/10/7	世田谷区三軒茶屋２－１３－２０－４０４	会社員	
90	水野晋之介	4,000	H27/11/6	世田谷区三軒茶屋２－１３－２０－４０４	会社員	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名（又は名称）	金　　額	年 月 日	住　　所　（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備　　考
91	水野晋之介	4,000	H27/12/8	世田谷区三軒茶屋２－１３－２０－４０４	会社員	
92	（小計）	48,000				
93	田村剛史	4,000	H27/1/13	東京都港区高輪４－２１－１４	会社員	
94	田村剛史	4,000	H27/2/5	東京都港区高輪４－２１－１４	会社員	
95	田村剛史	4,000	H27/3/10	東京都港区高輪４－２１－１４	会社員	
96	田村剛史	4,000	H27/4/7	東京都港区高輪４－２１－１４	会社員	
97	田村剛史	4,000	H27/5/12	東京都港区高輪４－２１－１４	会社員	
98	田村剛史	4,000	H27/6/5	東京都港区高輪４－２１－１４	会社員	
99	田村剛史	4,000	H27/7/8	東京都港区高輪４－２１－１４	会社員	
100	田村剛史	4,000	H27/8/5	東京都港区高輪４－２１－１４	会社員	
101	田村剛史	4,000	H27/9/7	東京都港区高輪４－２１－１４	会社員	
102	田村剛史	4,000	H27/10/7	東京都港区高輪４－２１－１４	会社員	
103	田村剛史	4,000	H27/11/6	東京都港区高輪４－２１－１４	会社員	
104	田村剛史	4,000	H27/12/8	東京都港区高輪４－２１－１４	会社員	
105	（小計）	48,000				
106	鰤川宏樹	4,000	H27/1/13	世田谷区代田５－３１－１７－３０６	会社員	
107	鰤川宏樹	4,000	H27/2/5	世田谷区代田５－３１－１７－３０６	会社員	
108	鰤川宏樹	4,000	H27/3/10	世田谷区代田５－３１－１７－３０６	会社員	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名（又は名称）	金　　額	年 月 日	住　　所　（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備　　考
109	鰤川宏樹	4,000	H27/4/7	世田谷区代田５－３１－１７－３０６	会社員	
110	鰤川宏樹	4,000	H27/5/12	世田谷区代田５－３１－１７－３０６	会社員	
111	鰤川宏樹	4,000	H27/6/5	世田谷区代田５－３１－１７－３０６	会社員	
112	鰤川宏樹	4,000	H27/7/8	世田谷区代田５－３１－１７－３０６	会社員	
113	鰤川宏樹	4,000	H27/8/5	世田谷区代田５－３１－１７－３０６	会社員	
114	鰤川宏樹	4,000	H27/9/7	世田谷区代田５－３１－１７－３０６	会社員	
115	鰤川宏樹	4,000	H27/10/7	世田谷区代田５－３１－１７－３０６	会社員	
116	鰤川宏樹	4,000	H27/12/8	世田谷区代田５－３１－１７－３０６	会社員	
117	（小計）	44,000				
118	平野貴徳	4,000	H27/1/13	浦安市美浜２－３－６１３	会社員	
119	平野貴徳	4,000	H27/2/5	浦安市美浜２－３－６１３	会社員	
120	平野貴徳	4,000	H27/3/10	浦安市美浜２－３－６１３	会社員	
121	平野貴徳	4,000	H27/4/7	浦安市美浜２－３－６１３	会社員	
122	（小計）	16,000				
123	三谷淳	4,000	H27/1/13	横浜市中区本町２－１５横浜大同生命ビル２Ｆ	弁護士	
124	三谷淳	4,000	H27/2/5	横浜市中区本町２－１５横浜大同生命ビル２Ｆ	弁護士	
125	三谷淳	4,000	H27/3/10	横浜市中区本町２－１５横浜大同生命ビル２Ｆ	弁護士	
126	三谷淳	4,000	H27/4/7	横浜市中区本町２－１５横浜大同生命ビル２Ｆ	弁護士	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金　　額	年 月 日	住　　所　(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備　　考
127	三谷淳	4,000	H27/5/12	横浜市中区本町２－１５横浜大同生命ビル２Ｆ	弁護士	
128	三谷淳	4,000	H27/6/5	横浜市中区本町２－１５横浜大同生命ビル２Ｆ	弁護士	
129	三谷淳	4,000	H27/7/8	横浜市中区本町２－１５横浜大同生命ビル２Ｆ	弁護士	
130	三谷淳	4,000	H27/8/5	横浜市中区本町２－１５横浜大同生命ビル２Ｆ	弁護士	
131	三谷淳	4,000	H27/9/7	横浜市中区本町２－１５横浜大同生命ビル２Ｆ	弁護士	
132	三谷淳	4,000	H27/10/7	横浜市中区本町２－１５横浜大同生命ビル２Ｆ	弁護士	
133	三谷淳	4,000	H27/11/6	横浜市中区本町２－１５横浜大同生命ビル２Ｆ	弁護士	
134	三谷淳	4,000	H27/12/8	横浜市中区本町２－１５横浜大同生命ビル２Ｆ	弁護士	
135	(小計)	48,000				
136						
	その他の寄附	192,000				
	合　　計	1,184,000				

【エラーチェック済】

（その13）

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	0	0	
(4) 事務所費	61,168	0	
小計	61,168	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	0	0	
合計	61,168		

【エラーチェック済】

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	61,168				
	合計	61,168				

【エラーチェック済】

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☐　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成28年1月28日

政治団体の名称　淳心会

会計責任者の氏名　本田　正美　本田

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成28年1月26日

淳心会
代表　宇都宮　崇人　殿

登録政治資金監査人 [redacted]
登録番号　第　334　号
研修修了年月日　平成21年1月29日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、淳心会の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、淳心会の主たる事務所においては、事務用設備が十分でない為、香川県高松市三条町315-3の事務所で行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。

なお、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかっ

た。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また振込明細書に係る支出明細書は存在しなかった。

３　業務制限

淳心会と私の間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、淳心会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以　上